



令和8年度 協働のまちづくり事業に参加する団体を募集します

令和5年度より開始した「東秩父村協働のまちづくり事業」は、地域の活性化や課題解決を目的に取り組む事業で、村民の自主的な参加によって行われる事業に対して補助金を交付するものです。詳しい申請方法や対象者の要件については、村ホームページをご覧いただくな、企画財政課までお問い合わせください。皆さまからの申請をお待ちしております。

●補助対象者 村内に在住または在勤する5名以上で組織し、以下の要件を満たしている団体

- ①団体の組織および運営を定めた規約または会則を有していること
- ②団体口座を有していること
- ③毎年度の会計報告を行っている団体であること

●補助対象事業

- ・地域の伝統、文化の保存・活用を図る事業
- ・安心安全な地域づくりを図る事業
- ・地域の自然環境保全、景観づくりを図る事業
- ・青少年の健全育成を図る事業
- ・地域の福祉・健康づくりを図る事業
- ・地域の特性を生かした事業
- ・地域の垣根を超えた取組を行う事業
- ・その他地域の活性化に必要と認められる事業

●手続き

- ①企画財政課窓口へ必要書類を提出（受付期間 2月2日（月）～27日（金））
- ②申請内容を審査し、応募者多数の場合は別途選考を行います。

●問合せ 企画財政課 ☎82-1254

本事業は、令和8年度当初予算が村議会にて可決した場合に実施します。

ゴミ処理の広域化に関する基本合意について

12月18日（木）に東松山市・小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村で「ごみ処理の広域化の推進に関する基本合意書」を締結しました。

○基本合意書の内容

- （1）ごみ処理の広域化を推進する枠組みは、1市4町1村とする。
- （2）ごみ処理施設の建設予定地は、東松山市内とする。
- （3）1市4町1村は、ごみ処理の広域化の推進に向け協議会を設置する。
- （4）共同処理するごみ種は、全てのごみ種とする。
- （5）ごみ処理施設の整備運営を行う事業主体は、一部事務組合を新たに設立するものとする。
- （6）ごみ処理施設の稼働による温室効果ガス排出量について、現行処理よりも削減することを目指すとともに、ごみの減量化および資源化を住民や民間事業者とも連携しながら1市4町1村で協力して行う。

○今後の進め方

今後は1市4町1村でごみの処理の広域化を検討していきます。進捗については、ホームページ等でお知らせします。

●問合せ 保健衛生課 ☎82-1777

